



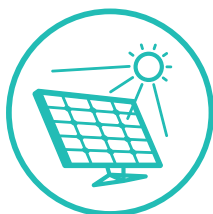
一般社団法人
スマートエネルギー住宅普及促進協会

「安心・安全な、
まちづくり」

本協会は、スマートエネルギー住宅に関する技術や手法などの標準化、調査研究、会員に対する指導及び普及等の活動を行うことにより、住宅の環境・省エネ化、かつ多様化するニーズに対応した安全で快適なスマートエネルギー住宅の提供を図り、もって事業者の健全な発展と住宅のスマートエネルギー化と共に消費者等の利益の保護に寄与する活動を行うことを目的とします。

補助金制度の概要

スマートエネルギー住宅の普及促進するため、日本国内の住宅に本法人会員を通じ、スマートエネルギー設備を導入する方を対象に、スマートエネルギー住宅普及促進設備導入支援事業取扱要領に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものです。



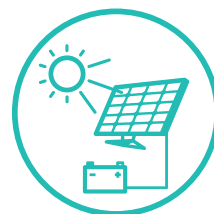
住宅用太陽光発電システム



蓄電池



高効率給湯
(エコキュート等)



スマートエネルギーシステム

補助対象及び補助率

日本国内に所在する住宅に本法人が定めた条件に置いて設置しようとする個人または法人で次の条件をすべて満たす方。

※詳しくは、要領に定めたものとなります。

補助金は、補助事業者に交付するものとし、補助の対象及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助の対象

ア 補助対象システム

補助対象システムは、次に掲げるシステムとする。

- ① 住宅用太陽光発電システム
- ② 定置用蓄電システム

③ 高効率型エコキュート

④ スマートエネルギー住宅加算（①+②を同時に設置した場合）

⑤ 上記システムは何れも未使用であること

イ 補助対象経費

補助事業者において補助対象システムを設置する事業（以下「補助事業」という。）に要する費用であって別表に掲げるものをいう。

ウ 補助事業者

補助事業者は、個人（個人事業主を含む。）、法人又は建物区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項に規定する管理者に該当する者とする。

申請期間

2019年4月1日（月）から2019年6月30日（日）まで。当日（17時）必着分。

※ただし、補助申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。

※申請するためには、必ず「一般社団法人 スマートエネルギー住宅普及促進協会」宛に郵便（簡易書留か特定記録）で提出してください。



一般社団法人 スマートエネルギー住宅普及促進協会

〔本部〕

〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目1-17 丹生ビル2F

〔事務局〕

〒812-0008 福岡県福岡市博多区東光2-5-14 第5平野ビル2F

営業時間：平日 10:00～17:00

TEL：0800-200-0221 FAX：0800-200-8832